

千葉県報

号外
令和5年10月24日

号外第82号

令和5年10月24日(火曜日)

千葉県報

主要目次

- 千葉県救急医療センターの管理に関する規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

病院局管理規程

千葉県救急医療センターの管理に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月二十四日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十六号

千葉県救急医療センターの管理に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県救急医療センターの管理に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県総合救急災害医療センターの管理に関する規程

第一条中「千葉県救急医療センター」を「千葉県総合救急災害医療センター」に改める。

第二条を次のように改める。

(診療日及び診療時間)

第二条 センターは、救急医療に係る診療については常時行うものとする。

2 前項に規定する診療以外の診療に係る診療日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日
 - 二 毎月の第一土曜日、第三土曜日及び第五土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
 - 四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - 五 特別の事情によりセンターの長(以下「病院長」という。)が必要と認めたる日
- 3 前項に規定する診療日の診療時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 月曜日から金曜日まで 午前九時から午後五時まで
 - 二 土曜日 午前九時から正午まで

第三条中「センターの長(以下「」及び「という。)」を削る。

第四条中「者」の下に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第二項に規定する家族等若しくは第三十三条第二項の市町村長」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第二十九条、第二十九条の二及び第三十三条の七の規定による入院にあつては、この限りでない。

2 病院長は、入院した者に入院治療の必要がなくなったと認めるときは、直ちに退院させるものとする。

別記第一号様式、第二号様式及び第三号様式中「ハ」を改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

(千葉県精神科医療センターの管理に関する規程の廃止)

2 千葉県精神科医療センターの管理に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第三号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の千葉県救急医療センターの管理に関する規程(以下「改正前の救急医療センター管理規程」という。)の規定によりなされている処分、手続その他の行為又は施行日前に前項の規定による廃止前の千葉県精神科医療センターの管理に関する規程(以下「廃止前の精神科医療センター管理規程」という。)の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、改正後の千葉県総合救急災害医療センターの管理に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この管理規程の施行前に、改正前の救急医療センター管理規程又は廃止前の精神科医療センター管理規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月二十四日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十七号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

別表第二千葉県がんセンターの項の次に次のように加える。

千葉県総合救急災害医療センター		一日につき	一万二千百円
別表第二千葉県救急医療センター	千葉県こども病院の項を次のように改める。		
千葉県こども病院		一日につき	四千八百三十円

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。